りたより

平成30年1月発行

発行

よる中間報告も加害力士の引退会見

た か さ き 法 律 事 務 所 〒370-0067 高崎市請地町11番地6 2階 TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

- ホームページURL http://takasaki-law.gr.jp/
- メールアドレス office@takasaki-law.gr.jp

りが皆様のお手元に届く時点においてました。その中で個人的には(本便 象に残りました。危機管理委員会に 思われる)力士による傷害問題が印 もおそらく収束していないであろうと 開催された衆議院議員選挙を始めと 1ミングでかつ複雑な経緯をたどって く感じられます。 年が明け、まだ来ぬ春が待ち遠し 様々なニュースが世間を賑わせ 大変予測困難なタ

の内容も問題が少なくないと感じま う行為が眼前で行われているにも関わ ことです。酒席で、無抵抗の後輩を、力を止める者がなかなか現れなかった 止められていたという事態は異常とい らずそれがしばらくの間漫然と受け 物品まで用いて多数回殴りつけるとい 拳や平手だけではなくその場にある 多くの別の力士がいたにも関わらず暴 したが、 翻って我々の社会でも、 何より恐ろしいのは、 目上の者に 周囲に

佐弁飯弁佐弁宮弁田弁護伯士野士藤士 皓士 は 慎 太 る 秀 友 之 郎 和 子 亮 か

アーマだと感じています。

最後に、個人的な話で恐縮です

堀森吉藤堀広武 田橋内木井 眞こ 哲宏樹ず敦朋智也子子え子子子 正 靖

のような未熟者ではありますが、

することはかなり難しいようです。

て参りますので、

よろしくお願い申 どうか本年もご指 事務所スタッフと力を合わせて頑張っ

しでも皆様のご期待に応えられるよう

きなのですが、まだ公私ともに迷いが

あと三か月ほどでその域に達

本来四十歳であれば「不惑」、考え 私は今年の四月で四十歳になります。

万や生き方に迷いがない状態に至るべ

頼関係構築と適切な助言は永遠の利主張を諌めなければならない場合があります。依頼者との信の意向と弁護士倫理との緊張が発生の意のと弁護士倫理との緊張が発生がありますし、刑事弁護では被告人も労働者側であっても行き過ぎた権 場から厳しい意見を述べなければなら 問題では、依頼者が経営者側であって ないこともあります。 少なくありません。そのため、とき 者が不利益を被る事態となることが 着目して活動すると結果として依頼 依頼者のそのときどきの意向だけに とが我々弁護士の主たる業務ですが、 て代理人や弁護人として活動するこ 関係です。依頼者から報酬をいただい ら言えるかもしれません。弁護士の るにも関わらずそれを止める者がいな より明らかに誤ったことが行わ には依頼者に対して専門家としての立 少なくなく、むしろ日常茶飯事とす 何より難しいのは依頼者との たとえば労働

田島



四人情報保護法改正について

第一 はじめに

「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、中五月二三日に成立しましたが、その成立から一〇年以上を経て個人情報保護法が改正された個人情報保護法は、平成二九年和た個人情報保護法は、平成二九年和た個人情報保護法は、平成二九年和た個人情報保護法は、平成二九年本改正は、個人情報保護法は、平成二九年本改正は、個人情報保護法は平成一五年である。

お話したいと思います。からどのような点に注意すべきかをかったか、個人情報を取り扱う立場報保護法改正により、どの点が変報保護法改正により、どの点が変の改正点をピックアップして個人情のな正点をピックアップして個人情

第二 個人情報保護法の改正点

一【改正点①】

法の規制の対象者となったこと病院や介護施設等も個人情報保護

ることが多い状況にありました。個人情報保護法の規制の対象外でした。具体的には、病規制の対象外でした。具体的には、病規制の対象外でした。具体的には、病規制の対象外でした。具体的には、病規制の対象外でした。具体的には、病

個人情報を取り扱う者を個人情報しかし、改正後は、五〇〇〇人以下分別では、五〇〇〇人以下が、ののののののののののののでは、一切ののののでは、一切のののでは、一切ののでは、一切ののでは、一切ののでは、一切の

うになりましたので、注意が必要です。が個人情報保護法の規制を受けるよこの改正により、個人情報を取り扱定が削除されました。
定が削除されました。

二【改正点②】

要配慮個人情報の新設

配慮個人情報とされます。 改正により、本人に対する不当な といいまがの異性、別事を表別を偏見等のおそれのある個人情報が要 が事について、「要配慮個人情報」といいます。」二条 に配慮を要するものとして政令で定 い書を被った事実等その取扱いに特 的事分、病歴、犯罪の経歴、犯罪によ 的事分、病歴、犯罪の経歴、犯罪によ に配慮を要するものとして政令で定 がる記述等が含まれる個人情報 とされます。

で、この点にも注意が必要です。ととされています(法一七条二項)のとして本人の同意を得て取得するこ要配慮個人情報については、原則

三【改正点③】

匿名加工情報の新設

類型が新設されました。特定の個人改正により、匿名加工情報という

たります(法二条九項)。できないもの等が匿名加工情報にあで、当該個人情報を復元することがの、当該個人情報を加工した個人に関する情報を識別することができないように個

用できる情報となっています。の個人情報と比べて比較的自由に利求める規定はないため、法二条一項的の特定や利用の際に本人の同意をが、匿名加工情報については利用目設されました(法三六条~三九条)

四【改正点④】

供・盗用罪の新設個人情報データベース等の不正提

規定となっていました。個人情報保護法の罰則が適用される為に対して直接の罰則はなく、主務為に対して直接の罰則はなく、主務為に対して直接の罰則はなく、主務の正前は、認定個人情報保護団体

改正後は、個人情報取扱事業者や改正後は、個人情報取扱事業者としては従業にな利益を図る目的で提供または盗用した場合には、罰則を適用する規度が新設されました(法八三条)。個人情報取扱事業者としては従業者等が、業務に関して取り方の監督を行う必要性が増したといる、その意味で注意すべき改正人の意味で注意すべき改正人の意味で注意すべき改正人の意味で注意すべき改正人のでは、個人情報取扱事業者や

五 その他の改正

その他にも、【改正点⑤】個人情報

必要とされたこと(法二四条)、【改正 の定義(法二条一項)や法の目的(法 九条)といった改正がなされてい データ消去の努力義務の新設 項)、【改正点⑫】不必要となった個人 点①】届出義務の新設 点⑩】外国に在住する第三者への個 (法二六条一項・三項・四項)、【改正を受けた際の記録の作成・保存義務 データの第三者提供又は第三者提供 情報の利用目的の変更基準の緩和 ドラインへの統一、【改正点⑧】個人 たガイドラインの全分野共通と特定 条参照)、【改正点⑦】従前三八本あ 保護委員会の新設(法四〇条~四三 分野 (金融・電気通信・医療)のガイ 一条)の明確化、【改正点⑥】個人情 (法一五条二項)、【改正点⑨】個人 人情報提供の際に予め本人の同意が (法二三条二

第三 まとめ

正は影響が大きいと思われます。情報保護法の規制の対象者とする改前は対象者でなかった事業者も個人ピックアップしましたが、やはり従ピックアップしましたが、やはり従

頂ければと思います。 無面の関係でご紹介した改正点以外にも個人情報保護法関係の書籍等もご覧 護法改正のガイドラインやQ&A、 にも個人情報保護法上の規制は存在 にも個人情報保護法上の規制は存在

建 有限会社 級建築士 田口総合設計 田口恵

る省エネ基準への適合が義務化され 対象に、「建築物省エネ法」に係わ 二〇一七年四月から、 延べ面積 積

となってきた。 から建築の省エネ対策が必要不可欠 の一を占めていること。以上のこと 著しく増加し、現在では全体の三分 する中、建築のエネルギー消費量は 業・運輸等のエネルギー消費が減少 が一層切迫してきたこと。また産 大震災以降、 この法が生まれた背景は、東日本 日本のエネルギー需給

費量の設計値が基準値を下 いとなっている。 省エネ基準とは一次エネルギー消 回 ればよ

費量、照明エネルギー消費量、給湯 量を削減可能)、換気エネルギー消 空調エネルギー消費量(外壁、 たものを言う。 光発電設備等による創エネ量を引 ギー消費量、その他エネルギー消費 エネルギー消費量、昇降機エネル の断熱化により空調エネルギー消費 「一次エネルギー (OA機器等) の合計から太陽 消費量」 とは

をする。 建物省エネの具体的方法として、 窓等を通しての熱の損失防止 照明等の設備は、 同

> じ効用 とが掲げられる。 めに消費されるエネルギーを抑え によるエネルギーの消費を抑えるこ ルギーを創出することで、 る。また、太陽光発電等によりエネ (室温、 明るさ等)を得るた 化石燃料

る。 能計算プログラムにより各室の外実際の設計は、エネルギー消費性 建築材料を考えると大変な作業とな するのだが、建物の建っている地域 皮・設備仕様等を詳細に入力し計算 (風土)、固有なデザイン、膨大な

均でZEH(ネット・ゼロ・エネル ル)を実現する。 でに新築建築物の平均でZEB 新築公共建築物等で、二〇三〇年ま 築物については、二〇二〇年までに ギー・ハウス)の実現を目指す。建 で、二〇三〇年までに新築住宅の平 ○二○年までに標準的な新築住宅 的に拡大する。住宅については、二 (ネット・ゼロ・エネルギー・ビ この法は住宅を含めて対象は段階

較すれば建築主にもメリットがあ 下がり、ライフサイクルコストを比 トは上がるが、ランニングコストは た。省エネ建物は、イニシャルコス 物も燃費を考える時代となってき 自動車は燃費を考えてきた が、 建

デザインに省エネを反映しなけ で省エネを考えるのではなく、 る設計事務所は建築材料 今後、我々建築意匠設計を業とす 設備だけ れば 建築

空調に頼らない建物を設計していく取り入れ、心地よい空間をつくり、ないが、建物の中に自然の風、光を のがこれからの課題である。 ならない。省エネ法の数値には

可法修習費用 費制の概要

弁護士

松村真幸

律実務家として社会に出る前の一年る裁判官、検察官及び弁護士は、法現在、いわゆる「法曹」と呼ばれ います。 間、司法修習生として実務研修を行

ります。 七一期司法修習生から適用されてお 法は、同年一一月一日に施行され、 裁判所法が成立しました。この改正 習生に対して給付金を支給する改正 が、平成二九年四月一九日、 ご存知の方も多い と思わ 司法修 れます

める路程に応じた別表の定額による 移転給付金として「最高裁判所の定 万五〇〇〇円 条一項)、住宅給付金として月額三 の修習給付金の給付に関する規則二 額一三万五〇〇〇円(司法修習生 項)。そして、基本給付金として月 ります(裁判所法六七条の二第二 移転給付金(引越費用相当分)があ 金、住居給付金(家賃相当分) 修習給付金の種類には、 (同規則四条二項) 基本給付

表れ 間の場合は約五万円) 額」(同規則 トを借りて司法修習に臨む司法修習 給されると規定されております。 従いまして、 一〇条。 実家を離れ、アパー がそれぞれ 東

支

生には、毎月一七万円の修習給付

の多くは、修習資金を国から借りて六五期から七○期までの司法修習生子で貸し付ける貸与制に移行し、新ました。廃止後は、修習資金を無利 の多くは、修習資金を国から借り るとして平成二三年に一度廃止され 判員制度の導入、法曹人口の拡大等 にまで遡ります。しかしその後、裁したのは、約七〇年前の昭和二二年 が支給されることとなります。 に伴い、財政負担の増大が見込まれ 司法修習費用給費制が初めて成

思います。 りました。そうしますと、司法修 されているため、 せん。ただ、司法修習生には修習専 るを得ない状況であった方も多 に臨むためには、 頃は、原則的に兼業が禁止されてお 念義務(裁判所法六七条二項) れば修習資金を借りる必要はありま 司法修習を行っておりました。 他から生活費などを賄えるのであ 修習資金を借りざ 私が司法修習生の が課

ら七○期までのいわゆる「谷間の世は整いました。今後は、新六五期かからより司法修習に専念できる環境 と言われております。 代」の救済が、 修習生からは経済的支援という側 改正裁判所法により、 残された課題であ 七 一期 司 面法



(4)



長井 友之

新年といっても特別な変化があるはず新年といっても特別な変化があるはず新年といっても特別な変化があるはずが、付いの低下は気力と胆力の低下を招きます。解決策としては、平凡ですが「歩す。解決策としては、平凡ですが「歩す。解決策としては、平凡ですが「歩す。解決策としては、平凡ですが「歩す。解決策としては、平凡ですが「歩す。解決策としては、平凡ですが「歩す。解決策としては、平凡ですが「歩す。解決策としては、平凡ですが「歩するものですが、何か新たな決意をしたとなら、心がけ次第で日々の生活において実践できそうです。

です。 つきました!」と皆様に報告したいものは、夏の請地だよりにて「体力に自信が切です。とはいえ、せっかちな私としてり、地道にヒットを積み重ねることが大り、地道にヒットを積み重ねることが大

栗原 秀和

れば報われる?違うだろ、報われるまで 人がサッカーの送迎と観戦でつぶれました。しかし、全く後悔していません。子 にいて面白いところがあるからです。た でいて面白いところがあるからです。 ただひたすらボールを 追いかける子供 定すの中で子供たちが成長する瞬間を目にすることができるのが、何よりの楽しみで おがしているだけでもわくわくしますが、そ でいて面白いところがあるからです。 ただいたすらボールを 違いかける子供 定が ある ことができるのが、何よりの楽しみで は 報じていません。子 に 観 で い の 中で子供 たちが成長する瞬間を目にすることができるのが、何よりの楽しないません。子 に が サッカーの送迎と観戦でつぶれまし くがサッカーの送迎と観戦でつぶれました。 今年は土日の多 長男が五年生になり、今年は土日の多

は、人生がある。 ろうと子供であろうと、ピッチの上に努力するんだ。」 プレイヤーが大人であ

田島慎太郎

巻頭言でも触れさせていただきました とないか集中力や書籍を読んだりものごとを はいつの間にか司法試験に合格してから一 の年以上が経ってしまったため、この二、三 をが集中力や書籍を読んだりものごとを と繋がることを優先させ過ぎたせ と繋がることを優先させ過ぎたせ いつの間にか司法試験に合格してから一 いつの間にか司法試験に合格してから一 いっくり考えたりする能力が衰えてきて かまったのではないかと危惧するように なりました。

る時間を確保したいと思います。てひとりでじっくりと将来のことを考えする時間、集中して本を読む時間、そしいところにおいた上で、落ち着いて勉強ンの電源を切り、もちろんお酒も見えなンの電源を切り、もちろんお酒も見えな

宮崎はるか

鍛えられると信じ、お休みをいただいて鍛えられると信じ、お休みをいただいて、監機ラブルは急に起こるもの。それに対応すらブルは急に起こるもの。それに対応す裕もなく一日が終わることも。でも、ト予想外のトラブルが起こって、そんな余を楽しめれば、と思いますが、いろいろを楽しめれば、と思いますが、いろいろを楽しめれば、と思いますが、いろいろます。昨年は、年始には想像していなます。昨年は、年始には想像していなます。昨年は、年始には想像していなます。昨年は

さい。

さい。

さい。

さい。

さい。

う年はどんな一年になるのか、どのな変化があっても楽しめる余裕を持ちんな変化があっても楽しめる余裕を持ちです。

今年はどんな一年になるのか、どいる間も研鑽を積んでいる?今日この頃いる間も研鑽を

一佐藤 亮

「作手隻から努かさせていこざいているでしのこととお喜び申し上げます。」 皆様におかれましては、ご健勝にお過

でき、大変に貴重な経験となりました。 でき、大変に貴重な経験となりました。 定過程に参与し、諸先生方の自由闊達にしたが、弁護士会の会務に関する意思決先生方の下、末席で小さくなっておりまま日をもって終了いたします。高名な諸群馬弁護士会常議員の任期が、本年三月昨年度から務めさせていただいている

たします。

なおります。よろしくお願いいいと考えております。よろしくお願いいらなる自己研鑽に努める時間を確保したいとで提供することが出来ますよう、さ進し、顧客の皆様に質の高い法的サービル、顧客の皆様に質の高い法的サービルをできます。

即野 豪

私事で恐縮ですが、おかげさまで、結皆様はいかがお過ごしでしょうか。 寒さが厳しくなってまいりましたが、

につき、皆様のご意見をご教示いただけにつき、皆様の良き相談者であるべきこととうが子の良き親であるべきことの両立が、が子の良き親であるべきことの両立が、できまります。とは、おります。とは、私が長きにわたり誠心誠意向き合いでき、私が長きにわたり誠心誠意向き合いでき、というでき、皆様の良き相談者であるべきこととだいでき、というでき、皆様の一年間を無事に過ごすことができ、婚後一年間を無事に過ごすことができ、

昨年中のご愛顧を感謝申し上げるととれば幸いです。

いいたします。 祈り申し上げます。本年もよろしくお願もに、皆様のご健康とご多幸を心よりお

正なれるよう日々精進して参ります。 事務所に入所してから一年が経ちました。右も左も分からないなかできるのかと 自問自答する日々でもありました。弁護 はその人の人間力が大きく問われる職業であるとこの一年で改めて実感していましたが、寄り添うことができるのかと 自問自答する日々でもありました。弁護 さなのか、今寄り添うことができるのかと 自問自答する日々でもありました。弁護 としての幅を広げていきたいと思って 大としての幅を広げていきたいと思って ます。これからも皆様に寄り添える弁護士

羽鳥 正靖

ました。の一二月下旬に酷い風邪を引いてしまいの一二月下旬に酷い風邪を引いてしまいといいますが、年の変わり目である昨年季節の変わり目には風邪を引きやすい

た次第です。
の大切さと体調管理の重要性を再確認しを買い漁ったのを覚えております。健康でしたので、慌てて喉に良いトローチ等でした。ここまで声が掠れるのは初めてはてしまい一週間ほど声が掠れてしまいが、喉に炎症が生熱は出ませんでしたが、喉に炎症が生

ております。またでは、これでは、これでは、これでは、これでは、ことを意識してきたつもりですが、まだいました。より良いサービスを提供するは、しました。より良いサービスを提供する早いもので弁護士登録から一年が経過

理などなさらぬようご自愛下さい。寒い日々が続きますので、皆様もご無